

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 自動車税種別割の収納の事務を委託した件 (二四)
- 計量器の定期検査を実施する件 (二四)
- 公金の収納の事務を委託した件 (二四)
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 (二四)
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 (二四)

公 告

- 福島県商業まちづくりの推進に関する条例の規定により周辺市町村の指定を行った件 (二四)
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 (二四)
- 随意契約の相手方を決定した件 (二四)
- 福島県内水面漁場管理委員会 (二四)
- 漁業法により公聴会を行う件 (二四)

告 示

福島県告示第三百四十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第二項の規定により、地方税の収納の事務を次のとおり委託した。

令和五年五月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 委託した事務の範囲及び内容
福島県自動車税種別割コンビニエンスストア収納代行業務
- 2 受託者の名称及び所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
株式会社セブーンイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八番地八

- 4 収納の事務を委託する期間
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- 3 収納事務委託年月日
令和五年四月一日

(税 務 課)

福島県告示第三百五十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和五年五月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
南会津郡檜枝岐村	非自動車はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。） 分銅及びおもり	六月二〇日 午後二時から 午後二時四十五分まで	尾瀬檜枝岐山旅案内所
同郡南会津町		同 午後三時一五分から 午後四時まで	南会津町伊南会館
同郡只見町		六月二一日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	南会津町南郷総合支所
		同 午後二時から 午後四時まで	只見町役場町下庁舎
		六月二二日 午前九時三〇分から	只見町明和振興センター

同郡南会津町	午前一〇時一五分まで	六月二七日 午後二時から 午後四時まで	南会津町館岩会館
同郡下郷町	六月二八日 午前九時三〇分から 午後一時まで	御蔵入交流館	
右に掲げる町村	六月二九日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	下郷ふれあいセンター	
	六月三〇日から七月二日 八日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前九時から 午前一一時三〇分まで 午後一時から 午後三時まで	福島県計量検定所	

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
南会津郡檜枝岐村、同郡只見町、同郡南会津町及び下郷町	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月二日から一一月二二日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第三百五十一号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、

公金の収納の事務を次のとおり委託した。
令和五年五月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二二号）第三条第一項の貸付けに係る資金の元利償還金及び遅延損害金の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
ふくしま未来農業協同組合	福島市北矢野目字原田東一番地の一
福島さくら農業協同組合	郡山市朝日二丁目一四番七号

三 収納の事務を委託する期間
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

（農業経済課）

福島県告示第三百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、戸ノ口堰土地改良区から令和五年四月十四日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月十日認可した。
令和五年五月十九日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和五年五月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

- 二1 解除予定保安林の所在場所
いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
 - 三1 解除予定保安林の所在場所
いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

公 告

公告第九十二号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例(平成十七年福島県条例第二百十号)第十条第二項の規定により、次のとおり特定小売商業施設の新設に係る周辺市町村を指定した。

令和五年五月十九日

- 一 特定小売商業施設の名称及び新設に係る土地の所在地
福島県知事 内 堀 雅 雄
(仮称)ショッピングモールフェスタ 郡山市日和田町字小原一番地ほか三百九十七筆(郡山市日和田町五庵地区計画区域内)
- 二 周辺市町村に指定した市町村 福島市
- 三 指定年月日 令和五年五月九日

(商業まちづくり課)

公告第九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和五年五月十九日

- 土地改良区の名称
八沢干拓土地改良区
福島県知事 内 堀 雅 雄

- 退任した役員
役別 氏名
理事 但野 幸一 住所 南相馬市鹿島区北屋形字石ワテ二三番地の二
- 同 田中 憲一 同 市鹿島区寺内字三里一番地の六
- 同 細田 勲 同 市鹿島区北屋形字西浦向一二五番地
- 同 森 秋夫 同 市鹿島区南柚木字水神下一〇一番地
- 同 渡部 利浩 同 相馬市柚木字前日向五八番地
- 同 鈴木 敏文 同 市柚木字前日向五八番地の一
- 同 佐藤 正法 同 市蒲庭字滝ノ沢四〇番地の六
- 同 石橋 浩人 同 市蒲庭字館前五八番地
- 同 桑折 利浩 同 南相馬市鹿島区北屋形字沼北二四六番地
- 同 相良 安行 同 相馬市柚木字葉山前八五番地
- 同 荒 一雄 同 市蒲庭字狩野一二八番地の九
- 就任した役員
役別 氏名
理事 石橋 浩人 住所 相馬市蒲庭字館前五八番地
- 同 齊藤 和裕 同 南相馬市鹿島区寺内字中才三六番地の一 西川原第二団地二号楼二〇二号室
- 同 相良 安夫 同 市鹿島区北屋形字西浦向七三番地の一
- 同 今野 浩宗 同 市鹿島区北屋形字行沼一〇四番地
- 同 森 茂 同 市鹿島区南柚木字水神下九〇番地の一
- 同 相良 博信 同 相馬市柚木字前日向五七番地
- 同 北村 純一 同 市柚木字前日向五七番地
- 同 佐藤 正法 同 市蒲庭字滝ノ沢四〇番地の六
- 同 鈴木 幸夫 同 南相馬市鹿島区南柚木字西谷地八九番地
- 同 前田 弘美 同 相馬市蒲庭字前迫二九四番地の二七
- 同 齊藤 成一 同 南相馬市鹿島区北屋形字行沼一五番地

(農村計画課)

公告第九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和五年五月十九日

- 土地改良区の名称
そうま土地改良区
福島県知事 内 堀 雅 雄
- 退任した役員
役別 氏名
理事 堀内 義幸 住所 相馬市磯部字手ノ沢三三八番地

就任した役員
役別 氏名
理事 寺島 繁

住所
相馬市磯部字迎七二八番地の八

(農村計画課)

公告第95号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年5月19日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
放射性ダストモニタⅡ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年4月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
応用光研工業株式会社 東京都福生市大字熊川1642番地26
- 5 随意契約に係る契約金額
22,880,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(入札用度課)

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会告示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第二項において準用する第六十四条第五項の規定により、次のとおり公聴会を行う。

令和五年五月十九日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 片山 亜 優

一 期日及び場所並びに公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述者」という。）となり得る者の範囲

期 日	場 所	公述者となり得る者の範囲
令和五年六月五日 午後二時	郡山市日和田町高倉字 下中道一六番地 福 島県農業総合センター 大会議室	漁業者、その他利害関係のある 者

二 公聴会において意見を聴こうとする案件

漁業法第六十七条第二項において読み替えて準用する第六十二条第二項の規定により福島県知事が作成した福島県内水面区画漁業権漁場計画の案について

三 公述者になろうとする者の手続

公述者になろうとする者は、住所、氏名、年齢及び職業並びに発言要旨を記載した文書を福島県内水面漁場管理委員会に提出しなければならない。文書の提出期限は、公聴会開会の五日前までとする。

四 提出先

郵便番号九六〇一八六七〇 福島市杉妻町二番十六号

福島県内水面漁場管理委員会事務局（福島県農林水産部水産課内）

電話〇二四一五二一七三七九

五 公述者の選定

公述者は、文書を提出した者のうちから、福島県内水面漁場管理委員会において選定する。